

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

- (1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことが基本であり、その自治の一部を町政に信託していること。
- (2) 町民は、その信託した町政にも自ら主体的にかかわること。
- (3) 議会は、多人数による合議制の機関として町民の意思を町政に的確に反映させ、全町的な視野に立ち美幌町の将来を見据え、町の意思を決定すること。
- (4) 行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。